

○総務省告示第百六十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十七日

総務大臣 川端 達夫

第二項第二号中「八一五MHz」を「七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHz」に改め、同号の表感度の項陸上移動局の欄中「九〇〇MHz」を「七一八MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHz」に改める。

第三項第二号中「八一五MHz」を「七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHz」に改め、同号の表感度の項陸上移動局の欄中「九〇〇MHz」を「七一八MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHz」に改める。

第七項第一号の表感度の項陸上移動局の欄中「九〇〇MHz」を「七一八MHzを超え八〇三MHz以下及び九〇〇MHz」に、「チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHz」を「チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九〇・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHz」に改める。